

企業における省エネ設備等導入支援事業補助金 Q & A

【原油価格高騰枠】

※内容については、適宜、更新する可能性があります。

1 補助事業者に関すること

Q 本社が福井県外にある場合でも補助対象か？

A 更新しようとする設備がある事業所が福井県内であれば対象となります。

Q 幅広く業務を展開しており、製造業または商業・サービス業以外の業務も行っているが、この場合は補助対象者か？

A 製造業または商業・サービス業を営んでおり、それらの業務に使用している既存設備の更新であれば対象となります。判断に迷われた場合は事務局にお問い合わせください。

Q 製造業の経理等の事務を行っている事務所内の設備更新は補助対象か？

A 工場や作業場だけでなく、対象となる業種の業務に使用されている事務所内の設備更新についても補助対象となります。

Q 企業組合であるが、この場合は補助対象者か？

A 中小企業等経営強化法に規定される組合は対象となります。（個別法で設立が定義されている組合（共済組合や農業協同組合、漁業協同組合等）は対象外です。）

Q 「事業所」とはどういった施設を指すのか？

A 工場、作業場、店舗、事務所、その他これらに類する施設となります。ただし、住宅用途の建物で使用する設備は対象外となります。

Q 事業所を賃貸借契約により利用している場合には、申請は可能か？

A 申請可能ですが、建物所有者の承諾書（設備設置承諾書）の提出が必要です。任意の様式において、「企業における省エネ設備等導入支援事業補助金交付要領の規定により、財産処分の制限を受ける設備が設置されることを承諾する」旨をご記載ください。また、交付申請書の（別紙4）誓約書は未記入でご提出ください。

なお、必要に応じて追加で書類を求める場合がございますのでご了承ください。また、申請内容によっては、補助対象外となる可能性がございますので、判断に迷われる場合は、事前に事務局にお問い合わせください。

2 補助対象に関すること

Q 補助対象の経費の表の各設備の種別に該当しない設備は補助対象外か？

A 設備区分毎に種別を掲載していますが、該当がない場合（補助対象外経費として

明記している設備を除く）は事務局にお問い合わせください。

ただし、更新前後で30%以上の省CO₂効果または年間5 t以上のCO₂削減量（生産設備については30%以上の省CO₂効果）が見込まれるものである必要があります。

Q 補助事業の内容にある「既存の生産設備に30%以上省CO₂効果のある省エネ機能を付加する場合」とはどのような場合か？

A 生産設備の一部であるモーターやポンプ、ファン等の交換や、インバータ制御導入を想定しています。生産設備全体ではないこれらの更新についても、更新前後で30%以上の省CO₂効果が見込まれるのであれば補助対象とします。

Q キュービクルの更新は補助対象となるのか？

A 原油価格高騰枠では補助対象となります。

Q 同一の対象設備でないと更新は認められないのか？

A 必ずしも同一の設備への更新である必要はありません。例えばボイラから産業ヒートポンプへの更新など、更新前後で設備が異なる場合は、個別に内容を確認の上判断します。

また、個別判断の際には、追加で書類を求める場合がございますのでご了承ください。

Q 設備の新設は対象となるのか？

A 既存の省エネ効果が低い設備を省エネ効果が高い設備へ更新することを想定しているため、設備の新設は対象となりません。

Q 既存設備の撤去費および処分費は補助の対象となるのか？

A 既存設備の撤去、処分にかかる費用および新設設備の運搬、取付等に係る費用や消耗品等については、補助の対象外とします。

Q 設備更新に際して、既存設備は必ず撤去する必要があるのか？

A 既存設備については原則、撤去してください。やむを得ない理由で撤去が難しい場合は、既存設備が使用不可になっていることが分かるように、工事時の写真等を添付するなどしてください。

Q リース契約による設備調達については対象となるのか？

A リース契約に基づき設置する設備や複数の事業者で共同購入するような設備は補助の対象外とします。

Q 導入する設備の能力・出力が、導入前の設備の能力・出力を超えてもよいのか？

A 原則、同等の能力を有する設備を同数導入することを想定しています。ただし、

設備の能力・出力の変更や台数の増加に合理的な理由がある場合には、省エネ効果が見込まれることを前提に、理由書（様式任意）を添付して申請することが可能です。

また、既存設備と同様の作業目的を達成する設備への更新が原則になりますので、作業目的が全く異なる設備への更新は補助対象外とします。

Q 工事が終了している事業は補助対象になるのか？

A 補助金交付決定日以前に着手済みの事業に関する支出は補助対象外です。

Q 生産設備はどのようなものが対象となるのか？

A 製造業の工場等において使用される工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械などを対象とさせていただきます。判断に迷われた場合は事務局にご相談ください。

3 補助要件に関すること

Q 「エネルギー関連経費」とは何を指すのか？

A 補助対象設備を設置する事業所等において負担する燃料費（重油、軽油、灯油等）、電気料金、ガス料金等のうち、補助対象設備の稼働に使用するエネルギーの種類に応じた経費を指します。水道料金、下水道使用料等は含みません。

Q 電気料金と水道料金が同一の請求書に記載されている、などエネルギー関連経費とその他の経費が一括請求されている場合は、どのように算定するのか？

A エネルギー関連経費に該当する燃料費、電気料金、ガス料金等のみを対象として算定してください。水道料金や下水道使用料等は含めません。なお、一括請求により内訳が分からない場合は、内訳が確認できる資料を提出してください。

Q 複数のエネルギーおよび燃料を使用している場合、それぞれで5%以上増加している必要があるのか？

A 必要ありません。エネルギー関連経費の合計額で比較し、前年同2ヶ月よりも5%以上増加していれば要件を満たします。

Q 重油や灯油を随時購入しており、月ごとの請求書がない場合はどのように確認するのか？

A 領収書、納品書、購入実績、使用実績等により、月ごとの購入額が確認できる資料を提出してください。ご不明な点等は事務局までお問い合わせ下さい。

Q エネルギー関連経費の比較は、補助対象設備に係る使用分のみで行うのか、それとも事業所全体の使用分で行うのか？

A 補助対象設備を設置する事業所全体の使用分に基づき行います。

Q 複数事業所でまとめて申請を行った場合、エネルギー関連経費の比較は、事業所ごとに5%以上増加している必要があるのか？

A 必要ありません。申請対象となる全ての事業所のエネルギー関連経費を合算した額に基づき行います。

Q 前年と比較して事業所数が増減した場合はどのように判断するのか？

A 特殊な事情がある場合は事務局にご相談ください。

Q 直近2か月のうち1か月のみ5%以上増加している場合でも対象となるのか？

A 直近2か月のうち1か月のみ5%以上増加している場合であっても、直近2か月のエネルギー関連経費の合計が、前年同2ヶ月より5%以上増加している場合は対象となります。

Q 「直近2か月」とは、いつを基準に考えるのか？

A 交付申請日時点を基準とします。確認可能な直近2か月を対象として比較してください。

Q 「直近2ヶ月」の期間は、エネルギーの種類ごとに異なっても問題ないか？

A 問題ありません。「直近2か月」の対象期間は、エネルギーの種類ごとにそれぞれ確認可能な直近の請求月を用いるものとし、エネルギー間で対象期間を統一する必要はありません。

Q エネルギー関連経費の請求期間が月をまたいでいる場合はどのように取り扱うのか？

A 原則として、請求月基準で取り扱うものとします。直近2か月分のエネルギー関連経費を確認できる請求書等により、前年同2ヶ月の請求書等と比較してください。

4 事業所について

Q 建物の所有者と導入したい省エネ設備の所有者が異なる場合（建物の所有者は個人（代表取締役等）、設備の所有者は法人の場合など）、申請は可能か？

A 申請可能ですが、建物所有者の承諾書（設備設置承諾書）の提出が必要です。任意の様式において、「企業における省エネ設備等導入支援事業補助金交付要領の規定により、財産処分の制限を受ける設備が設置されることを承諾する」旨をご記載ください。また、交付申請書の（別紙4）誓約書は未記入でご提出ください。

なお、必要に応じて追加で書類を求める場合がございますのでご了承ください。

また、申請内容によっては、補助対象外となる可能性がございますので、判断に迷われる場合は、事前に事務局にお問い合わせください。

Q 自宅兼事業所の場合（1階は店舗、2階は住居の場合など）は補助対象となるのか？

A 店舗や工場など事業に供する部分の設備更新についてのみ補助対象とします。

Q 複数店舗の設備更新を考えているが、その場合は店舗ごとに分けて事業計画書を作成するのか？

A 補助金交付申請が可能なのは1事業者につき同一年度に1回限りとしているため、複数店舗ある場合は全てまとめた内容で事業計画書を作成してください。
なお、通常枠と原油価格高騰枠の双方で申請を行うことはできません。

5 省エネルギー量、省CO2率の計算について

Q 申請する対象設備以外に生産ライン全体を更新する場合、全体の省エネルギー効果を示せばよいのか？

A 省エネルギー効果の算定は対象となる設備の更新によるもののみを評価するため、それ以外の省エネルギー効果は計算に加味しないでください。

6 提出書類について

Q 現行設備の写真提出が必要とのことだが、室内機と室外機で構成される設備については室内機のみでよいのか？

A 室内機と室外機の両方の写真を添付してください。

Q 地方消費税の滞納がないことを証明事項とする納税証明書の提出が必要とのことだが、税務署が発行するどの種類の納税証明書を添付すればよいのか？

A 地方消費税の滞納がないことを証明するものである、「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」を管轄の税務署より取得し、提出してください。
なお、納税証明書は申請日から2か月以内に発行されたものに限りです。

Q ふくい女性活躍推進企業の登録通知書の写しの提出が必要とのことだが、登録していない場合は申請できないのか？

A 未登録の場合は、登録申請書の写しを提出してください。ただし、登録が完了していない場合は交付決定ができませんので、登録され次第、直ちに登録通知書の写しを事務局あて提出してください。

**Q 実績報告時に提出する補助事業に係る経理関係の証拠書類の写しとは、具体的に
どういったものになるのか？**

A 複数の業者からの見積書、契約書または請書、納品書または工事完了届などを指します。詳細については、交付事務マニュアル p. 11 「(3) 補助事業の経理および証拠書類等の整理・保管について」を参照ください。

7 その他について

Q 応募をすれば必ず補助金が受けられるのか？

A 提出された計画書等をもって審査を行い、事業内容が適切であるか等を確認のうえ、予算の範囲内で決定します。応募をもって補助金の交付決定を約束するものではありません。

Q 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 設備設置等を行う施工者への正式な見積もり徴収をもって着手とします。なお、交付申請書に添付する見積書はあくまでも参考徴収であり、補助金の交付決定後、施工者に改めて正式に見積書を徴収することになります。なお、その際は複数の施工者から見積を徴収してください。(競争見積)

Q 開発段階の技術や、実証試験中の設備は対象となるのか？

A 設備の性能が公的に証明されていないことから、補助対象としません。

Q 申請者が新規に設立したばかりで一度も決算を行ったことがなく、経営状況表（資産に関する調書）の記載や添付書類（貸借対照表や損益計算書）を添付できない場合、補助金の対象となるのか？

A 個別に判断することになります。

Q 交付決定後に交付申請書の内容に変更が生じた場合はどうすればよいのか？

A 次に掲げる変更のいずれかに該当する場合は、事前に計画変更承認申請書を提出し、知事の承認を受ける必要があります。

- (1) 補助対象経費の相互間においていずれか低い額の20%を超える変更
- (2) 事業費の総額の20%を超える変更
- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更

※交付申請書上で導入予定としていた設備において、メーカー都合による型番変更（型番名の一部が変更される等）や設備本体の色変更等、設備の性能に変更がない場合は軽微な変更とみなしますので、計画変更承認申請書の提出は不要とし、実績報告の際の理由書の添付等で対応可能とします。判断に迷われる場合は、事務局にご相談ください。

- (4) その他計画内容の大幅な変更

Q 「事業完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 補助事業の工事、納品・検収、施工者への支払がすべて終了したことををもって完了とします。